

北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱

(目的)

第1 この要綱は、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第2条第5項の規定に基づく経営管理実施権の設定を受けることを希望し、同法第36条第2項に規定する要件に適合する林業事業体（以下「意欲と能力のある林業経営者」という。）の募集及び公表を目的とする。

(対象要件)

第2 「意欲と能力のある林業経営者」は、道内の自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員又は他者への請負等により造林、保育、素材生産等を行っている林業事業体（森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わない。）であり、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 北海道林業事業体登録実施要綱第6の第1項の規定により登録を受けた林業事業体（以下「登録林業事業体」という。）であること。
 - (2) 別表1に定める「登録基準評価項目」の基準をすべて満たしていること。
なお、他者（登録林業事業体に限る。）への請負による施業又は連携により実行体制を確保する場合の請負先及び連携先等においては、別表2に定める「登録基準評価項目」の基準をすべて満たしていること。
- 2 前項で定める要件のうち別表1の1の(2)から(6)及び別表2の1の(1)から(4)の項目については、1年以内に各項目の基準を満たすことが確実に見込まれる場合を含めることができる。（別表1の1の(3)の基準中、森林施業プランナーの育成に努めることを除く。）

(公募)

第3 知事は、森林経営管理法施行規則（平成30年農林水産省令第78号）第31条に基づき、毎年度、募集回数及び期間、公表の日をあらかじめ定め公募するものとする。

(応募)

第4 「意欲と能力のある林業経営者」に応募しようとする林業事業体は、申請書及び経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域（市町村）の届出書並びに別に定める添付書類を知事に提出するものとする。

(登録の実施)

第5 知事は、第4により応募のあった林業事業体（以下「申請者」という。）が、第2の要件に適合している場合は、次に掲げる事項を意欲と能力のある林業経営者公表登録簿（以下「公表登録簿」という。）に登録するものとする。

- (1) 北海道林業事業体登録実施要綱に規定する登録番号、登録期間、登録林業事業体名及び住所
 - (2) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づく改善措置計画の認定状況
 - (3) 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域（市町村）
 - (4) 公表年月日及び公表期間
 - (5) その他
- 2 前項の登録の有効期間は、登録林業事業体の登録期間と同じとする。
- 3 登録の有効期間満了後、引き続き「意欲と能力のある林業経営者」として登録を受けようとする林業事業体は、知事の登録の更新を受けることができるものとする。
- 4 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしないものとする。
- (1) 第2の要件を満たさないとき。
 - (2) 申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があったとき。
 - (3) 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実にされると認められないとき。
 - (4) その他、森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若し

くは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき。

- 5 知事は、第2の要件を満たさないため登録しないときは、その理由を示して、その旨を申請者に通知するものとする。

(公表)

第6 知事は、第5の第1項により公表登録簿に登録された情報のうち次の事項を公表するものとする。

- (1) 北海道林業事業体登録実施要綱に規定する登録番号、登録期間、登録林業事業体名及び住所
- (2) 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域(市町村)
- (3) 公表年月日及び公表期間

(変更等の届出)

第7 「意欲と能力のある林業経営者」として登録された林業事業体は、第5の第1項第1号に掲げる事項に変更が生じたとき並びに消滅又は解散したとき等は、知事に届け出るものとする。

- 2 「意欲と能力のある林業経営者」として登録された林業事業体は、第4の規定による希望する区域を変更するときは、知事に届け出るものとする。
- 3 知事は、前各項の規定による変更の届出を受理したときは、届出があった事項を公表登録簿に登録するものとする。

(請負先及び連携先等の変更の届出)

第8 第2の第1項第2号のなお書きにより要件を満たし「意欲と能力のある林業経営者」として登録された林業事業体は、請負先及び連携先等を変更するときは、知事に届け出るものとする。

(達成状況の報告)

第9 第2の第2項により要件を満たし「意欲と能力のある林業経営者」として登録された林業事業体は、第6の公表の日から1年以内に、当該基準の達成状況を知事に報告するものとする。

(報告の徴収)

第10 知事は、この要綱の目的達成のために必要な限度において、「意欲と能力のある林業経営者」に対してその業務に関する報告を求めることができるものとする。

(登録の取消)

第11 知事は、「意欲と能力のある林業経営者」として登録された林業事業体が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2の第1項第1号に規定する要件を欠いたとき。
- (2) 申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 有効期間満了の際、更新の申請がなかったとき。
- (4) 取り消しの申請があったとき。
- (5) 第9に規定する報告がないとき。
- (6) 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められないとき。
- (7) その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき。
- (8) その他知事が取消の必要があると認めるとき。

2 前項により登録を取り消した場合は、公表を取り消すものとする。

(要領等への委任)

第12 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、要領等で定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 「登録基準評価項目」

1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められる基準について

項目	基準	説明
(1) 生産量の増加又は生産性の向上	<p>素材生産に関し、生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。</p> <p>生産量又は生産性の実績が一定の水準以上の場合、当該水準を維持する目標を有していること。</p>	<p>「一定の割合」については、5年間で2割とする。</p> <p>「一定の水準」については、生産量に関し5,000m³/年、生産性に関し間伐8m³/人日、主伐11m³/人日とする。</p>
(2) 主伐後の再造林の確保	<p>以下のすべてを満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること。 ・ 自己の所有する森林の主伐にあつては主伐後に適切な更新を行うこと。また、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。 	<p>「一体的に実施する体制」とは、主伐と再造林の両方を実施できる体制があることとする。</p> <p>ただし、主伐と再造林のどちらか一方しか行わない事業者の場合は、もう一方を実施する他の民間事業者との書面による連携協定等の締結により一体的に実施できる体制があることとする。</p> <p>「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする。(ただし、経営管理実施権の設定を受けた森林については植栽により再造林を行う必要がある。)</p>
(3) 素材生産や造林・保育の実施体制の確保	<p>以下のすべてを満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録林業事業体に登録されてから3年以上経過していること、又は素材生産や造林・保育に関して3年以上の事業実績を有すること。(所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上である場合を含む。) ・ 森林施業プランナーを有すること、又はその育成に努めること。 	<p>「事業実績」、「現場従事実績等」の「3年以上」は連続していることを要さない。</p> <p>「3年以上」に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が「北海道立北の森づくり専門学院」等で2年間の課程を修了し、かつ1年以上の現場従事実績を有している場合等の作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、基準を満たしているものとする。</p> <p>「森林施業プランナー」は、認定森林施業プランナーのほか、研修会等に参加した場合も基準を満たしているものとする。</p> <p>「育成に努めること。」とは、研修会等への参加を予定している場合は、基準を満たしているものとする。</p>
(4) 雇用管理の改善及び労働安全対策	<p>以下のすべてを満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく各都道府県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組を行っていること。 ・ リスクアセスメントを導 	<p>「第4条に基づく・・・(略)・・・取組又はこれに準ずる取組」とは、たとえば以下の取組である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場作業職員の常用化などの雇用の安定化、月給制度や週休2日制の導入などの労働条件の改善、計画的な研修実施などの教育訓練の充実、社会保険・労働保険・退職金共済への加入などの福利厚生等の充実等の雇用管理の改善 ・ 防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策

	入していること。	
(5) 生産管理又は流通合理化等	<p>以下のいずれかに取り組んでいる又は取り組みを計画していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等 	
(6) 造林・保育の省力化・低コスト化	伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、列状間伐の導入等、省力化・低コスト化に取り組んでいる又は取り組みを計画していること。	「取り組みを計画している。」とは、伐採・造林の一貫作業システムの導入等に取り組む計画があることのほか、北海道等が主催する説明会や研修会へ参加するなど情報収集に自ら取り組む場合は、基準を満たしているものとする。
(7) コンプライアンスの確保	<p>以下のいずれにも該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者 現場作業職員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていない者。 労働者災害補償保険に加入していない者（一人親方等の特別加入を含む）。 以下に定める届出を行っていない者（届出の義務がない場合を除く）。 <ul style="list-style-type: none"> 健康保険法第48条の規定による届出 厚生年金保険法第27条の規定による届出 雇用保険法第7条の規定による届出 	<p>「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。</p> <p>「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。</p> <p>「現場作業職員等」には事業主自身を含み、必要な安全衛生教育を修了していること、又はこれらと同等の技能を有していると認められることをもって基準を満たしているものとする。</p>
(8) 常勤役員の設置	<p>法人においては常勤の役員を設置していること。</p> <p>ただし、常勤の役員を設置していない法人については、森林経営管理法の施行日から</p>	

	起算して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までに設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているものとして扱う。
--	--

2 経営管理を確実にを行うに足りる経理的な基礎を有すると認められる基準について

項目	基準	説明
経理的な基礎	<p>以下のすべてを満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近の事業年度における貸借対照表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること。 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の場合、直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと（債務超過でないこと）及び経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと。 個人の場合、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはならないこと。 これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

別表2「登録基準評価項目」（他者への請負による施業又は連携する場合等）

1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められる基準について

項目	基準	説明
(1) 素材生産や造林・保育の実施体制の確保	<p>北海道林業事業体に登録されてから3年以上経過していること又は素材生産又は造林・保育に関して3年間以上の事業実績を有すること、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年間以上であること。</p>	<p>「事業実績」、「現場従事実績等」の「3年以上」は連続していることを要さない。</p> <p>「3年以上」に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が「北海道立北の森づくり専門学院」等で2年間の課程を修了し、かつ1年以上の現場従事実績を有している場合等の作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、基準を満たしているものとする。</p>
(2) 雇用管理の改善及び労働安全対策	<p>以下のすべてを満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく各都道府県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組を行っていること。 リスクアセスメントを導入していること。 	<p>「第4条に基づく・・・(略)・・・取組又はこれに準ずる取組」とは、たとえば以下の取組である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場作業職員の常用化などの雇用の安定化、月給制度や週休2日制の導入などの労働条件の改善、計画的な研修実施などの教育訓練の充実、社会保険・労働保険・退職金共済への加入などの福利厚生の実施等の雇用管理の改善 防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策
(3) 生産管理又は流通合理化等	<p>以下のいずれかに取り組んでいる又は取り組みを計画していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業日報の作成・分析に 	

	<p>よる進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売 ・ 共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等 	
(4) 造林・保育の省力化・低コスト化	<p>伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、列状間伐の導入等、省力化・低コスト化に取り組んでいる又は取り組みを計画していること。</p>	<p>「取り組みを計画している。」とは、伐採・造林の一貫作業システムの導入等に取り組む計画があることのほか、北海道等が主催する説明会や研修会へ参加するなど情報収集に自ら取り組む場合は、基準を満たしているものとする。</p>
(5) コンプライアンスの確保	<p>以下のいずれにも該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者 ・ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者 ・ 現場作業職員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていない者。 ・ 労働者災害補償保険に加入していない者（一人親方等の特別加入を含む）。 ・ 以下に定める届出を行っていない者（届出の義務がない場合を除く）。 <ul style="list-style-type: none"> 健康保険法第48条の規定による届出 厚生年金保険法第27条の規定による届出 雇用保険法第7条の規定による届出 	<p>「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。</p> <p>「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。</p> <p>「現場作業職員等」には事業主自身を含み、必要な安全衛生教育を修了していること、又はこれらと同等の技能を有していると認められることをもって基準を満たしているものとする。</p>